

(仮称)三種五城目風力発電所
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 5 年 6 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解..	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 5 年 4 月 3 日（月）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞等による公告（別紙 1 参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和 5 年 4 月 3 日（月）付 秋田魁新報（朝刊 16 面）
- ・ 令和 5 年 4 月 3 日（月）付 北羽新報（朝刊 2 面）

② 広報によるお知らせ（別紙 2 参照）

下記広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報ごじょうめ 4 月号
- ・ 広報みたね 4 月号

③ インターネットによるお知らせ（別紙 3 参照）

令和 5 年 4 月 3 日（月）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ

https://www.jre.co.jp/news/2023mitane-gojyome_houhousho.php

- ・ 秋田県ホームページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/69044>

- ・ 三種町ホームページ

<https://www.town.mitane.akita.jp/soshikikarasagasu/chominseikatsuka/2/2496.html>

- ・ 五城目町ホームページ

<https://www.town.gojome.akita.jp/town/sosikiannai/jumin/juuminkakari/1900>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎、図書館及び公民館の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による公表を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 秋田県生活環境部環境管理課
- ・ 三種町役場町民生活課
- ・ 三種町琴丘支所
- ・ 五城目町役場住民生活課

②関係自治体施設での縦覧

- ・五城目町役場内川地区公民館

③インターネットの利用による公表

- ・ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社ホームページ
https://www.jre.co.jp/news/2023mitane-gojyome_houhousho.php

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和5年4月3日（月）から令和5年5月8日（月）まで
- ・縦覧時間：いずれも開庁・開館時間のみ

なお、インターネットの利用による公表については、令和5年5月8日（月）18:00までアクセス可能な状態とした。また、秋田県、三種町及び五城目町のホームページに当該公表ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は1名であった。

三種町役場町民生活課 1名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は400回であった。

※アクセス数はウェブサイトの閲覧回数であり、閲覧した人数ではございません。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、広報によるお知らせ及び環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

開催日時：令和5年4月8日(土) 10時から12時

開催場所：内川地区公民館3階

来場者数：8名

【会場②】

開催日時：令和5年4月8日(土) 14時から16時

開催場所：旧上岩川小学校

来場者数：10名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年4月3日(月)から令和5年5月22日(月)まで

(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙4参照)。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は2通であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

(意見書 1)

No.	意見書	事業者の見解
1	<p>『五城目町と三種町にまたがる陸上風力発電事業計画、環境相が経産相に意見』 『住民や野鳥への影響懸念』</p> <p>やはり陸上風力発電は、住民や自然への課題が多過ぎると思います。この陸上風力発電の 1 基当たりの出力が 4,200kW、地上からブレードまでの高さが約 179m です。セリオンタワーの全高は 143m です。いかに大きいかわかります。セリオンタワー以上の高さの風車が山に 13 基も建設されるんですよ(低周波音が怖いんです。)</p> <p>気候変動問題は世界規模の極めて重要な課題です。日本が 2050 年にカーボンニュートラルを達成するためには、再生エネルギーの主力電源化が欠かせないことも十分に理解します。しかし、陸上風力発電には課題が多過ぎると感じます。</p> <p>政府は、これまで沿岸から約 22km の領域内に限っていたものを日本の EEZ=排他的経済水域内(排他的経済水域 領海の基線からその外側 200 海里(約 370km)の線までの海域)に洋上風力発電の施設を設置できるようにするため、法整備を検討していくことになりました。</p> <p>海外の多くの洋上風力発電先進国では、景観、生態系の保全、健康被害防止等の観点から 22km 以上といった離岸距離の原則が定められています。それに対して日本は 0~5km です。</p> <p>五城目町議会は、昨今 12 月定例会において陳情受理番号第 13 号『再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情』に対し、全会一致で採択。「離岸距離をできるだけ長くすること。本県沖の計画は水深が約 30m ですが、海外の例をみれば 60~100m でも建設が可能であり、離岸距離をできるだけ長くする、もしくは浮体式にするなどして、海外と同等の 12 海里(22.2km)以上としていただきたい。」などの意見書を付して、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、秋田県知事に「委員会提出議案第 5 号」を提出しております。</p> <p>私は、以下の記事を拝見しました。 「ハイテク産業などの実績のある日本には特に浮体式洋上風力発電の技術において、アジア地域のみならず世界的にもリーダーになる大きなチャンスがある。日本政府が排他的経済水域(EEZ)内での開発を検討しているということは、今後のマーケット規模拡大のうえで有意義だ。東南アジア</p>	<p>本事業による住民や動植物への影響については、今後の環境調査の結果を踏まえ、適切に予測・評価を実施いたします。また、低周波音に関しましても発電所アセス省令の参考項目ではありませんが、本事業においては対象事業実施区域の周囲に住居等が存在し、低周波音に対する住民の不安や懸念があることから環境影響評価項目として選定しており、こちらも適切に調査・予測・評価を実施いたします。それぞれの項目で基準が設けられており、その基準を満たすように適切に対策をし、影響を回避又は低減するよう努めてまいります。</p> <p>洋上風力発電の導入推進につきまして、2021 年 10 月に策定された第 6 次エネルギー基本計画では 2030 年までに国内の電源構成のうち再生可能エネルギーの割合を 36~38%程度にすることを目標としており、この目標達成には陸上風力発電の導入推進も必要だと考えております。本事業を通じてエネルギー基本計画の目標達成および我が国のエネルギー自給率の向上、地球温暖化防止への寄与を目指して取り組んでまいります。</p>

No.	意見書	事業者の見解
	<p>諸国、とりわけフィリピンやベトナムでは浮体式洋上風力発電の強いニーズがある。日本がそのチャンスを現実のものにするには、大規模な商業ベースの洋上風力発電をまず国内で展開し、実績を積み上げることが重要だ。」という記事でした。</p> <p>私は、脱炭素社会の実現に向けて現段階の技術としては、「浮体式洋上風力発電」を推進していくことが合理的と思っております。</p>	

(意見書 2)

No.	意見書	事業者の見解
2-0	<p>先の「計画段階環境配慮書」の意見に対し、ほぼ無回答であるので再度意見を提出する。</p>	<p>風力発電事業の検討は、環境影響評価の各手続を行いながら熟度を上げていきます。</p> <p>配慮書で頂いたご意見は今後行う環境調査・予測・評価の結果を踏まえて検討する内容でしたので、ご回答にあたる事業計画の詳細は準備書以降でお示しします。</p>
2-1	<p><建設時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会で、アクセス道路は4m幅、南北2ヵ所と尾根に13基の建設を想定し総延長は約6~7kmとのこと ・道路幅4mでも、ナセル等重量物や長大なブレードを搬入するには、両脇や直線道路の樹木の伐採が予想される。延べ用地(m²)と伐採本数? ・風車周辺・排水設備等用地(m²)と伐採数? ・排水設備の縦、横、高さのmは? また上限(オーバーフロー)は何m²? 降雨時“空”の状態が必須であるが、排水は自動か? 現場手動? 昨今、線状降水帯等想像を超える降雨になる、何ミリを想定した設備か? ・保安林解除には同等の用地確保が必要と聞く、尾根の場合の用地はどこに確保するか場所を教えてください。 ・4,200kWの杭は16本程あるが、この工事は何本? その際出る残土の処理方法? 	<p>今後実施する環境調査の結果を踏まえて風車の機種・配置が決まった後に改変範囲や排水設備等の詳細を検討してまいります。そのため、現段階では改変面積や伐採量等は未定であり、準備書以降の手続においてお示しいたします。</p> <p>保安林の活用条件につきましては、関係機関との協議を踏まえ、適切な設計となるように進めてまいります。用地は対象実施区域の中で検討しております。</p> <p>風車基礎については、今後の地質調査等に応じた設計とするため、現時点では杭の可否を含めて未定です。残土が生じた場合は他の切土同様に適切に処理いたします。</p>
2-2	<p><稼働終了時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時よりも撤去後の土砂災害が心配 ・風車跡地や排水設備を撤去した後、植樹・生育し山の保水力を得るため20年程度必要だ。その間も当然事業者の責任が生じるが保証するのか? また、山林所有者との契約は何年? ・風車の撤去は基礎杭を含むすべてか? 現在、釜谷浜でリブレース計画の明電舎は地下1m以下は雷用アースで残置し計画終了時全撤去をうとしている。 	<p>施設撤去後の扱いについては、地権者様、関係機関と協議の上、適切に対応いたします。</p> <p>契約年数を含む契約条件は地権者様と相談の上で決定いたします。</p> <p>基礎杭を含むすべてを撤去するかは、地権者様、関係機関と協議の上で決定いたします。杭を撤去せずに残置することで地盤が安定し、安全であると判断し、地権者様や自治体から同意が得られた場合は杭を撤去しない可能性もございます。</p>

No.	意見書	事業者の見解
2-3	<p><住民説明会の開催にあたり></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街場での開催する様意見を提出したが、またも三種町では旧上岩川小学校だけの開催となった。参加者は前回より減少している。 ・町全体に風車建設を周知することを恐れての行動なのか?「準備書」の住民説明会は町役場周辺での開催を要望する。 ・説明会では「配慮書」で出された意見を中心に説明されるべきと考える。一般意見、秋田県知事意見、経済産業意見等を住民は知る権利がある、それらをスルーすることは各種意見を重視しない態度である。 <p>意見の説明を求めても時間が無い、数百ページの資料を読んでもと回答。まさに住民を愚弄する態度だ。</p> <p>環境アセスは単なるアリバイ作りではない、20 数年に渡る地元民との意思疎通の場である。</p>	<p>住民説明会の開催日時と場所については関係自治体にも相談の上決定しており、対象事業実施区域の近くで住民説明会を開催することは一般的であると考えます。</p> <p>また、住民説明会の開催においては日刊新聞 2 紙による公告や自治体の広報誌を利用して最寄り自治体に限定せず広く周知しております。町役場周辺での開催については今後の手続において検討させていただきます。</p> <p>また、説明会は法令でその図書の内容を説明することが義務付けられているため前の図書への意見書の内容を中心に行うことはできませんが、意見と回答も記載事項となるため、説明資料への記載および説明の方法は検討いたします。ご意見ありがとうございます。</p>
2-4	<p><既存風車との共鳴問題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路を隔てた尾根部に 3 基の風車が存在する。尾根部は風の通り道であるなど、風車の騒音・低周波音も複雑であり、全国でも報告されている。 <p>風車建設は風の流れ、音の反響・共鳴が民家にどの様に伝わるか、様々な角度からのシミュレーションを「準備書」で解明を。</p>	<p>既設風車と本事業の離隔距離が約 2.5 km であることから、風車の稼働による騒音・超低周波音の累積的影響は小さいと考えております。</p> <p>風車の稼働による騒音・超低周波音の予測については、方法書に示すとおり、一般的に騒音の予測に用いられる手法を採用することとしております。</p>
2-5	<p><フォトモンタージュの件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各集落から観た物を要望する。住民は日常風車を見上げて生活する。眺望点は住民以外の方が観る風車なので、住民目線のフォトモンタージュを。 	<p>方法書記載のとおり、住民の方々の目に触れる点を踏まえ、周辺集落で住民が多く利用する場所を考慮した「身近な景観」の調査地点を選定しましたが、地域の皆様のご意見を頂きつつ自治会など生活圏でのモンタージュ作成も検討いたします。</p>

別紙

日刊新聞紙等による公告

秋田魁新報 (令和5年4月3日(月)朝刊16面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)三種五城目風力発電事業「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名
代表取締役 中川 隆久

事業者の所在地
東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズ・スタワー十五階
(仮称)三種五城目風力発電事業

二、対象事業の名称
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力
最大五万四千六百キロワット

三、対象事業実施区域
秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

四、関係地域の範囲
秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

五、縦覧の場所
秋田県生活環境部環境管理課、三種町役場町民生生活課、三種町琴丘支所、五城目町役場住民生活課、五城目町役場内川地区公民館(いずれも開庁・開館時のみ)
電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>
期間 令和五年四月三日(月)から
令和五年五月八日(月)まで

六、意見書の提出
本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和五年五月二十二日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)

七、説明会の場所および日時
内川地区公民館三階/五城目町内川湯ノ又苗代沢九三十一
令和五年四月八日(土) 十時から十二時
旧上岩川小学校/三種町上岩川柏木岱四十
令和五年四月八日(土) 十四時から十六時
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期または中止する場合は、事業者ホームページでお知らせいたします。

八、問い合わせ先
事業者ホームページ <https://www.jre.co.jp/news/>
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズ・スタワー十五階
電話 〇三(六四五五)四九〇〇
担当 神山(かみやま)、関根(せきね)、安東(あんどう)

北羽新報 (令和5年4月3日(月)朝刊2面)

お知らせ

環境影響評価法に基づき、(仮称)三種五城目風力発電事業「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

一、事業者の名称
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

代表者の氏名
代表取締役 中川 隆久

事業者の所在地
東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズ・スタワー十五階
(仮称)三種五城目風力発電事業

二、対象事業の名称
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力
最大五万四千六百キロワット

三、対象事業実施区域
秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

四、関係地域の範囲
秋田県山本郡三種町、秋田県南秋田郡五城目町

五、縦覧の場所
秋田県生活環境部環境管理課、三種町役場町民生生活課、三種町琴丘支所、五城目町役場住民生活課、五城目町役場内川地区公民館(いずれも開庁・開館時のみ)
電子縦覧 <https://www.jre.co.jp/news/>
期間 令和五年四月三日(月)から
令和五年五月八日(月)まで

六、意見書の提出
本環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函頂くか、事業者のホームページから意見書様式をダウンロードし、令和五年五月二十二日(月)までに「八、問い合わせ先」へご郵送ください。(当日消印有効)

七、説明会の場所および日時
内川地区公民館三階/五城目町内川湯ノ又苗代沢九三十一
令和五年四月八日(土) 十時から十二時
旧上岩川小学校/三種町上岩川柏木岱四十
令和五年四月八日(土) 十四時から十六時
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、延期または中止する場合は、事業者ホームページでお知らせいたします。

八、問い合わせ先
事業者ホームページ <https://www.jre.co.jp/news/>
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木六丁目二番三十一号
六本木ヒルズ・スタワー十五階
電話 〇三(六四五五)四九〇〇
担当 神山(かみやま)、関根(せきね)、安東(あんどう)

広報によるお知らせ

広報ごじょうめ（令和5年4月号 24 ページ）

i 風力発電事業に係る 環境影響評価方法書を縦覧します

「(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧を行います。

▶縦覧期間 4月3日(月)～5月8日(月)

▶縦覧場所 町役場1階 町住民生活課、
内川地区公民館

●意見書受付期間は5月22日(月)まで

●電子縦覧URL

<https://www.jre.co.jp/news/>

●説明会を実施します

▶日 時 4月8日(土)

午前10時～正午

▶会 場 内川地区公民館 3階

固 ジャパン・リニューアブル・エナジー
株式会社 担当 神山・關根・安東

(☎03・6455・4900)

広報みたね（令和5年4月号 36 ページ）

風力発電事業の環境影響
評価書の縦覧のお知らせ

（仮称）三種五城目風力
発電事業環境影響評価方法
書の縦覧を次のとおり行
います。

●縦覧図書
（仮称）三種五城目風力
発電事業環境影響評価方法
書

- 対象事業実施区域
三種町、五城目町
- 縦覧場所
三種町役場町民生活課
琴丘支所
- 電子縦覧
<https://www.jre.co.jp/news/>
- 縦覧期間
4月3日～5月8日
（開庁時間内）
- 意見書受付期限
5月22日
- 説明会
4月8日 14時～16時
旧上岩川小学校
- 問い合わせ先：
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
(☎03-6455-4900)

インターネットによる「お知らせ」

(ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 ホームページ)

2023年4月3日

「(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価方法書」の電子鑑覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)を作成し、令和5年3月31日付で経済産業大臣に届け出ました。

方法書について、下記のとおり縦覧します。

▼ 方法書の縦覧について ▼ 住民説明会開催予定 ▼ 意見書の提出について ▼ お問い合わせ先

方法書の縦覧について

公開場所

施設名	公開時間
秋田県生活環境部環境管理課	
三種町役場町民生活課	
三種町琴丘支所	いずれも開庁・開館時間のみ
五城目町役場住民生活課	
五城目町役場内川地区公民館	

縦覧期間

令和5年4月3日(月)～令和5年5月8日(月)
(縦覧場所の休庁・休館日を除く)

住民説明会開催予定

開催場所・日時

開催場所	日時
(1) 内川地区公民館3階 五城目町内川湯ノ又番代沢93-1	令和5年4月8日(土) 10時から12時
(2) 旧上着川小学校 三種町上着川柏木40	令和5年4月8日(土) 14時から16時

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(令和5年5月22日(月)まで)
- (2) 下記の宛先に郵送(令和5年5月22日(月)当日消印有効)

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒〒開発本部 開発第2課 開発第3チーム 宛

意見書用紙

(秋田県 ホームページ)



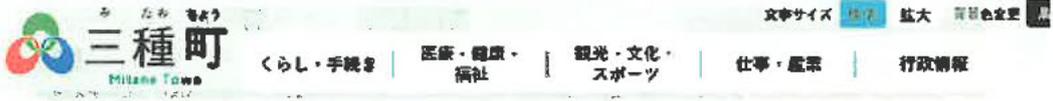
(仮称) 三種五城目風力発電事業

2023年04月03日 | コンテンツ番号 69644

(仮称) 三種五城目風力発電事業に係る環境影響評価の概要

題名	内容
事業名	(仮称) 三種五城目風力発電事業
事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業の種類	風力発電所の設置（陸上）
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	秋田県山本郡三種町、秋田県鷹巣郡五城目町
関係地域	秋田県山本郡三種町 秋田県鷹巣郡五城目町
事業の規模	電圧発電出力 5万4,500kW
公表日	令和4年11月10日
縦覧期間	令和4年11月10日～12月12日
縦覧場所	秋田県生活環境部環境管理課 三種町役場町民生活課 三種町常任事務所 五城目町役場住民生活課 五城目町役場内川地区公民館
配布先	インターネットによる公表 事業者ウェブサイト（公開終了しました）
縦覧提出期間	令和4年12月12日（当日消印有効）
知事意見	令和5年2月3日
公表日	令和5年4月3日
縦覧期間	令和5年4月3日～5月8日
縦覧場所	秋田県生活環境部環境管理課 三種町役場町民生活課 三種町役場緑丘支所 五城目町役場住民生活課 五城目町役場内川地区公民館
万歳書	内川地区公民館主催（五城目町内川瀬ノ又部代沢93-1） 令和5年4月8日（土） 10時～12時
説明会の曜日・日時	旧上郷小学校（三種町上郷川柏木24-0） 令和5年4月8日（土） 14時～16時
インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
縦覧提出期間	令和5年5月22日（当日消印有効）
縦覧先	
知事意見	
公表日	
縦覧期間	
縦覧場所	
インターネットによる公表	
説明会の曜日・場所	
縦覧提出期間	
縦覧先	
公聴会開催日・場所	
知事意見	
公表日	
縦覧期間	
縦覧場所	
縦覧着手日	
事業終了時期 （予定）	事業終了時期 （予定）
竣工日	
事業計画報告書 公表方法等	

(三種町 ホームページ)



現在の位置 ホーム > 総務から探す > 防災・安全 > 環境安全 > 風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 閲覧のお知らせ

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧のお知らせ

更新日：2023年04月01日

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧のお知らせ

〔仮称〕三種五城目風力発電事業 環境影響評価方法書 の縦覧1以下のとおり行いますので、お知らせします。

【縦覧図面】

(仮称)三種五城目風力発電事業 環境影響評価方法書

【事業実施想定区域】

秋田県三種町
秋田県秋田郡五城目町

【事業者名称】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

【縦覧場所】

三種町役場 町民生活課
三種町琴丘支所
電子縦覧URL

<https://www.jre.co.jp/news/>

【縦覧期間】

令和5年4月3日(月曜日)～5月8日(月曜日)
(いずれも朝9時～16時)

【説明会日時・場所】

令和5年4月8日(土曜日) 14時～16時
日吉若川小学校(三種町上若川:〒992-0440)

【問い合わせ】

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0032 東京都港区六本木六丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー15階
電話 03-6455-4900 /
担当 神山(かみやま)、 藤原(はまね)、 安東(あんどう)

サイト内検索
Google 検索

環境衛生係

風力発電事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧のお知らせ

次の資料・資料印刷

資源リサイクル法についてのお知らせ

小型商業廃棄物のお取り扱い

ごみの燃焼の燃費日よ利金にふたふた

ごみの分別収集についてのお知らせ

使用済み乾電池の収集について

一般廃棄物処理基本計画及び環境計画の概要について

資源ごみにおいた多量廃棄物の分別収集について

資源循環工場・北浜焼ごみ処理工場に廃棄物を持ち込む場合

違法な不用品回収業者にご注意

コードレス掃除機用充電器バッテリーパックの処分にご注意

資源ごみ燃焼ごみ燃費日誌

(五城目町 ホームページ)

五城目町 文字サイズ 標準 拡大 色変更 検索 英語/日本語

検索ワードを入力

[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)
[くらしの情報](#)
[健康・福祉 子育て](#)
[教育・文化 スポーツ](#)
[産業 ビジネス](#)
[移住・交流](#)
[行政 まちづくり](#)

ホーム > 行政 > まちづくり > 経済産業 > 産業立地課 > 住居立地係 > 風力発電事業に係る環境影響評価方法を掲載します

風力発電事業に係る環境影響評価方法を縦覧します

環境影響評価法に基づき、行政が三種五種風力発電事業 等環境影響評価方法を公表しておりますので、次のとおりとなります。

事業者の名称

- ・ 株式会社 リニューアブル・エナジー株式会社
- ・ 代表者の氏名 代表取締役 岸川 勉久
- ・ 事業所の所在地 秋田県鹿角市六本沢町2番11号 六本沢ビル5階501号事務所

対象事業の名称

- ・ 名称 風力発電事業
- ・ 種別 風力発電出力 最大24900kW程度

事業実施想定区域

秋田県山形郡三浦町、秋田県山形郡五城目町

関係地域の範囲

秋田県、秋田県山形郡三浦町、秋田県山形郡五城目町

縦覧の場所

- ・ 五城目町庁舎（住居立地係）秋田県山形郡五城目町西1-1-1
- ・ 山形県立図書館（秋田県環境自然部環境政策課内）山形市月島1-1-1
- ・ 秋田県立環境影響評価センター（秋田県山形郡三浦町1番1号 本庁舎9階）
- ・ 三浦町役場市民生活課（秋田県山形郡三浦町西1-1-1 本庁舎3階）
- ・ 三浦町庁舎支庁（秋田県山形郡三浦町西1-1-1 本庁舎2階）
- ・ その他関係機関・関係機関

電子縦覧アドレス

<http://www.city.gommesaki.ac.jp>

期間

平成25年4月21日～平成25年5月6日

説明会日時・場所

- ・ 日 時 平成25年4月8日（水曜日）午前10時～12時
- ・ 場 所 山形県立図書館（秋田県環境自然部環境政策課内）山形市月島1-1-1

意見書の提出

環境影響評価法に基づき、環境影響評価の公正な実施を図るため、関係者及び市民の皆様から意見を募集いたします。ご意見、ご質問は、環境影響評価センター（秋田県環境自然部環境政策課）までお問い合わせください。環境影響評価センターのホームページ（<http://www.city.gommesaki.ac.jp>）からお問い合わせいただけます。平成25年5月22日（金曜日）までにご意見を提出ください。

問い合わせ先

株式会社 リニューアブル・エナジー株式会社
〒106-0031 東京都港区六本木1-10-2番11号 六本沢ビル5階501号事務所
電話番号：03-4299-1900
Eメール：環境まちづくり課 環境政策課 産業立地係

住居生活係

- 住居立地係
- 子育てについて（子育て支援、児童館、区民児童館）
- 福祉係
- 住居に関する相談（移住、転出、転入）
- 生涯
- 福祉文化
- 社会福祉科
- 区民生活課

ページ情報

印刷日 2013年4月1日
最終更新日 2013年4月1日

